

藤島地域小中学校整備検討委員会設置要綱

(令和6年6月19日制定)

(令和6年10月4日一部改正)

(設置)

第1条 鶴岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、藤島地域教育振興会議が提言した「小学校・中学校施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）整備」について、地域の議論を推進し、藤島地域住民の意向を把握するため、藤島地域小中学校整備検討委員会（以下「整備検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 整備検討委員会は、教育委員会の要請に基づき、次に掲げる事項について協議し、その結果を教育委員会に回答する。

- (1) 藤島地域各小学校と藤島中学校の再編による小中一貫校（義務教育学校）設置の地域意見のとりまとめに関する事
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 整備検討委員会は、委員31人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 地区自治振興会会長
- (2) 地区町内会会長
- (3) 未就学児、児童及び生徒の保護者
- (4) 学校教育及び社会教育について識見を有する者
- (5) 公募者

(任期)

第4条 委員の任期は協議が終了した日までとする。

2 組織代表の委員は、選出団体の役員を終えた以後も、委員を継続することができる。

(会長及び副会長)

第5条 整備検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、整備検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 整備検討委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 会議は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 会議の議決の方法は、会長が整備検討委員会に諮って定める。

(地域懇談会)

- 第7条 整備検討委員会は、第2条に規定する所掌事項の推進のため、藤島地域各小学校単位の地域懇談会の設置を要請し、これに別に定める委員が参加する。
- 2 整備検討委員会は、地域懇談会の決定を尊重するものとする。

(庶務)

- 第8条 整備検討委員会の庶務は、教育委員会管理課において処理する。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、整備検討委員会の運営に関して必要な事項は、会長が整備検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行する。